第２２期第２３回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和６年１２月６日（金）１３時３０分～１４時３０分

２　場　　所　　くしろ水産センター　３階　大会議室

３　出席委員　　川崎一好　柳谷法司　亀田元教　上野　仁　後藤義勝　石川和男
　　蔵谷繁喜　桂川　実　司口圭哉　神山久典　秋森新二　中村純也
　　西田達雄　山﨑貞夫　近藤龍洋

４　事 務 局　　佐々木事務局長　山方主任　田中主事　曽谷主事

５　臨 席 者　　釧路総合振興局　武蔵水産課長　田中係長
　　十勝総合振興局　小川水産課長　富樫係長

６　議事事項
　　議案第１号　けがにの採捕禁止に係る委員会指示の発動について
　　議案第２号　北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
　　議案第３号　特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
　　議案第４号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）
　　議案第５号　北海道漁業調整規則の一部改正について（答申）
　　議案第６号　海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の大臣認定について（答申）

７　報告事項
（１）秋さけの沿岸漁獲状況について
（２）秋さけの親魚捕獲状況について
（３）まいわし太平洋系群に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
（４）沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行について

８　その他

９　議事の経過
（１）開　　会

事務局　只今から第２２期第２３回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶を申し上げます。

（２）会長挨拶

会　長　師走に入り、何かとお忙しい中を、ご案内申し上げましたところ、本日の会議、全員の出席をいただきました。心から厚く御礼申し上げたいと思います。
　また、十勝、釧路振興局の課長をはじめ、大変お忙しい中をご臨席賜りました。ありがとうございます。
　今年度、先ほど申し上げましたけども、師走に入りました。釧勝地区の主たる水揚げを誇っております秋味も、えりも以東で皆様に大変なご協力をいただきながら、何とか終了することができました。漁獲的には前年の

８０％ちょっとくらいでしたけども、値段に支えられながら、昨年を上回る結果となったことは、良かったと思いますけども、その他コンブ、沿岸のものは、この海水温の上昇等によって、非常に大きな影響を受けておりますし、また今後、もっと影響を受ける自体が発生するのではないかと予想されますので、海区委員会としても釧勝の沿岸漁業を中心とした、そういったものをしっかり皆様方とともに、調査、検討をしながら前に進めればと思っております。

本日ですけども、議事事項６件、報告事項４件となっておりますので、慎重審議をよろしくお願いします。

（３）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願いいたします。

会　長　それでは、出席人員を報告いたします。
委員総数１５名中、出席委員は全員でございます。本委員会は成立いたします。

（４）議事録署名委員の選出

会　長　次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第７条の規定により、私から指名させていただきます。
本日の議事録署名は、桂川委員と秋森委員にお願い致します。

（５）議事の経過

会　長　それでは、議事事項に入ります。
議案第１号「けがにの採捕禁止に係る委員会指示の発動について」を上程いたします。
説明願います。

事務局　議案第１号についてご説明いたします。
管内の毛がに漁業者団体である「釧路東部海域」及び「十勝釧路西部」の毛がに資源対策協議会から、けがに資源の保護を図るため、けがにの採捕禁止に係る委員会指示の継続について要請がありました。
本委員会指示は、大臣又は知事の許可を受けていない者に対して、「甲長８センチメートル以上の雄のけがに」の採捕制限を行うことにより、けがに資源の保護とけがに漁業者の経営安定を図ることを目的として、昭和６２年から毎年発動しております。
現在発動中の委員会指示が本年１２月３１日をもって期間満了となるため、改めて来年１年間の委員会指示を発動しようとするものです。
１枚めくっていただき、１ページ目が指示文案になります。下線部分が昨年からの変更点で指示期間を令和７年１月１日から１２月３１日までに更新するものです。
指示海域は釧路及び十勝総合振興局沖合海域、指示内容は甲長８センチメートル以上のけがにの雄が採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。で、現在の委員会指示から変更ありません。
２ページ目は指示海域の概略図、３ページ、４ページに要請文を添付しております。
なお、委員会指示の発動日については、本委員会で決定後、所要の事務手続きを経て、釧路総合振興局の掲示板に掲示した日とさせていただきま

す。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会　長　　説明が終わりました。
　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　　（　な　し　）

会　長　　ご意見がないようですので、原案のとおり、委員会指示を発動することでよろしいですか。

各委員　　（　は　い　）

会　長　　はい。それでは、議案第１号の「けがにの採捕禁止」について、委員会指示を発動することとします。
　次に、議案第２号「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程いたします。説明願います。

事務局　　議案第２号についてご説明いたします。
　新たにかたくちいわし太平洋系群が、ＴＡＣ管理対象資源として追加され、北海道資源管理方針別紙１の改正を行うことから、北海道知事より当委員会へ諮問がありましたので御審議いただくものです。詳細については、釧路総合振興局から説明いたします。

釧路振興局田中係長　　議案第２号について説明します。
　漁業法の規定により、北海道資源管理方針を別紙１のとおり改正したいので、同条第 10 項において準用する同条第４項の規定により、当委員会の意見を聴くものです。
　別紙１に北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししており、右が改正前の令和６年６月 28 日に一部改正したもの、左が改正案となり、今回の改正部分については、下線を引いた部分となっております。
　今回の改正内容は、カタクチイワシ太平洋系群が今回新たにステップアップ管理対象資源として特定水産資源に指定されることから、新たに別紙１に追加するものです。
　具体的な改正内容についてご説明します。
　第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針に別紙１の 16 を追加します。
　その下段、別紙 1-16 が、今回新たに追加となるため第１から第５まで、それぞれ規定しています。
　第１では、特定水産資源のかたくちいわし太平洋系群ですが、体色が銀色のものを対象に数量管理することにしております。第２では、知事管理区分などを北海道太平洋系群漁業と１区分とし、構成事項として、①水域については②の対象漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域、②対象漁業は、北海道に住所または主たる事務所その他の事務所の所在地がある者が行う、かたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業全てを対象としています。
　漁獲可能期間、いわゆる管理期間は、１月から１２月、漁獲量の管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、報告期限は、他の資

源と同様に翌月の10日までとしております。
第３の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、全量を北海道かたくちいわし太平洋系群漁業に配分することとしています。
第４では漁獲努力量の指標として全道の漁船隻数を上限として定めるとともに、体色が銀色になる前のしらすに関しても現状より漁獲圧を高めることがないよう努める旨を規定しております。
第５のその他重要事項として、資源管理基本方針本則に定めるステップアップ管理を行う旨を記載しています。
資源管理基本方針の一部改正に係る説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

会　長　はい。それでは説明が終わりました。ご意見、ご質問ございますか。

各委員　（　な　し　）

会　長　よろしいですか。

各委員　（　は　い　）

会　長　はい。それでは、議案第２号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
次に、議案第３号「特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。説明願います。

事務局　議案第３号についてご説明いたします。
ＴＡＣの管理期間が、令和７年１月１日から１２月３１日までとなる、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群に係る漁獲可能量の設定及びさんま、まいわし太平洋系群に係る国の留保からの追加配分等があった際の変更の取扱いについて、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので御審議いただくものです。詳細については、釧路総合振興局から説明いたします。

釧路振興局田中係長　議案第３号を説明します。
今回の諮問の内容は、漁業法第16条第１項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和７管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和７年１月から１２月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」及び「かたくちいわし太平洋系群」の４種であり、定める内容は別紙１のとおりとなっています。
また、併せまして、令和７管理年度の「さんま」及び「まいわし太平洋系群」の、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。
まず、令和７管理年度における漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。
５ページの資料２－１　「令和７年のＴＡＣについて」をご覧願います。
これは、１１月１日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和７管理年度における漁獲可能量（ＴＡＣ）の当初

配分に基づき「北海道」に定められた、数量などの概要を示したものです。
まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和６年４月のＮＰＦＣ年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、前年 TAC から１０％削減することが合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約７，２００トン減の１１万９１１トンとなっています。そのため、今年の６月に一度令和６管理年度の漁獲可能量の変更を行ったところでありますが、この間、ＮＰＦＣの会合が行われておりませんので、管理措置は令和７管理年度についても同様となっており、北海道には４，５００トンが配分されております。
なお、来年３月に開始予定のＮＰＦＣ年次会合において、新たな管理措置が採択された場合には、今年と同様に管理年度途中で配分量の変更の可能性がある旨ご了承いただきたいと思います。
次に、まあじですが、まあじについては、昨年度と同じく現行水準となっております。
続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のＭＳＹを達成する親魚量は１１８万７千トンとなっているのに対し、２０２３年の平均親魚量は２７９万１千トンでＭＳＹを上回る資源状態となっております。
令和７管理年度のＴＡＣ配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたＡＢＣである６６万３千トンが、令和７年のＴＡＣとして設定されております。
大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が４０万８，９００トン、北海道の知事管理量は、前年より１１，７００トン少ない２１，１００トンの設定となっています。
なお、大中型まき網漁業による北海道沖での操業では、法に基づくＩＱ管理が行われていおり、ＩＱ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしているため、期首に予めＩＱ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それによって大臣管理漁業への配分は４３万６千トンとなっております。
全体のＴＡＣがＲ６と比較しまして３割以上減った理由として、令和７管理年度の生物学的許容漁獲量（ＡＢＣ）算定の基礎となる資源量が２０２５年に減少するとの予測によるもので、減少の原因として２０２２年以降、加入が少ないこと、漁獲が強いことなどが考えられています。
なお、国ではマイワシＴＡＣの２０％１３万２，６００トンを留保しておりますが、ＩＱ管理区分への追加配分により留保は１０万５，５００トンとなっております。
この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。
次に、かたくちいわし太平洋系群ですが、今般、特定水産資源、いわゆるＴＡＣ資源として追加されるものです。
かたくちいわしに関しましては、来年１月からステップアップ管理が開始されますが、ステップアップ管理とは漁獲可能量による管理について、課題解決を図りながら段階的に順次実施するもので、ステップ１では漁獲量等の報告の義務化や漁獲情報収集体制の確立など、ステップ２では都道府県等へ数量配分を行い行政による数量管理や運用方法の試行を行うものです。このステップ１と２の期間中に評価や目標設定、管理上の課題等に対し

ての十分な議論を経て、ステップ３に移行し、本格的なＴＡＣ管理をスタートしようとするものです。
漁獲可能量の説明に戻りますが、かたくちいわしについては、ステップ１の段階であり、都道府県への配分は行われないことから、ここに記載される数量は大臣管理やかたくちいわし太平洋系群を漁獲する関係県も含めた全体の数量となっております。
設定方法は、漁獲シナリオで算定された生物学的許容漁獲量(ABC)を漁獲可能量（TAC）とし、９万２千トンの内数として設定されています。
次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。
まず、さんまについて、資料２－２をご覧ください。
配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理します。さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。
なお、国から配分された４，５００トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠１，５００トンが含まれており、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。
また、さんま漁業への配分については、直近３カ年の平均採捕数量の比率により４，４００トンを配分することとしております。
続いて、資料２－３のまあじについてですが、「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものです。
次に、資料２－４のまいわしをご覧願います。
国から北海道に示された数量のうち、道東で行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ１万５千トンを配分します。１万５千トンについては、令和５管理年度の配分実績割合から算出しております。
「その他漁業」は、道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）での採捕が大半を占めており、「現行水準」とし、これまで同様の取扱となります。
なお、資料の下に参考として、近年の採捕実績を記載していますが、昨年、令和５年の４万６，０３０トンが最も多くなっております。
昨年につきましては、当初のマイワシＴＡＣは３万８，６００トンでしたが、１１月下旬から急激に漁獲が積み上がったことから、７５％ルールが発動され、国の留保から２万７千トンが追加配分されました。
道南太平洋海域の待ち網漁業（定置）による採捕量が全道その他漁業採捕量の９割以上、まいわしの採捕量全体で見ても７割を超える状況となっておりますので、引き続き、道全体のＴＡＣが超えることがないよう適切に管理を行うこととしています。
次に、資料２－５のかたくちいわしをご覧ください。
かたくちいわしに係る配分の考え方ですが、道内で海域は区分せず、北海道かたくちいわし太平洋系群漁業として管理し、国から配分のあった全量を当該漁業に配分します。
続きまして４ページの別紙２、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧下さい。

背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第５項において準用する同条第２項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされており、これまで、さんま及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙１－１の第３に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

また、まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針別紙１－３（まいわし太平洋系群）の第３において、予め定めた方法により配分することとしておりますが、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

最後に、資料２－６として「令和６年と令和７年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。

長くなりましたが、漁獲可能量当初配分に関する説明は以上ですので、ご審議についてよろしくお願いします。

会　長　はい。それでは、ご意見、ご質問はありますか。

各委員　（　な　し　）

会　長　よろしいですか。

各委員　（　は　い　）

会　長　ないようでございますので、議案第３号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。

次に、議案第４号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。説明願います。

事務局　議案第４号についてご説明します。

北海道水産林務部漁業管理課及び釧路総合振興局が所管する知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたので御審議いただくものです。詳細については、釧路総合振興局から説明いたします。

釧路振興局田中係長　議案第４号について説明します。

今回諮問する知事許可漁業は

・釧路海域におけるかにかご漁業（はなさきがに及びくりがに）
・太平洋海域における小型さけ・ますはえなわ漁業

・釧路海域におけるつぶかご漁業
・釧路東部海域及び東部特定海域におけるたこ空釣り縄漁業
・浜中海域における小型底曳き網漁業（手繰第３種ほっきがい）
の５件となっております。
　資料１ページから１６ページまであり、知事からの諮問文及び公示予定の制限措置等の内容を記載しております。それぞれの漁業の許可すべき船舶の数については資源状況等を勘案し、昨年と同数としており、その他の制限措置等の内容も従前と同様としており、変更はございません。
　申請期間につきまして、
・２ページのかにかご漁業は令和７年１月１３日から同年２月１２日まで
・４ページの小型さけますはえ縄漁業は令和７年２月１日から同年３月１日まで
・６ページの白糠及び釧路海域のつぶ籠漁業は令和７年２月１日から同年２月２８日まで
・８ページの昆布森・厚岸・浜中海域のつぶ籠漁業は令和７年１月１日から同年１月３１日まで
・１０ページの釧路東部海域のたこ空釣り縄は令和７年２月１日から同年２月２８日まで
・浜中海域の小型機船底曳き網（手繰第３種ほっきがい）は随時としておりま　す。
　以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

会　長　説明が終わりました。ご意見等ございませんか。

各委員　（　な　し　）

会　長　ないようでございますので、議案第４号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
　次に、議案第５号「北海道漁業調整規則の一部改正について」を上程いたします。説明願います。

事務局　議案第５号についてご説明します。
　「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正」と「刑法等の一部改正」への対応のため、北海道漁業調整規則の改正を行うことから、北海道知事より当委員会へ諮問がありましたので御審議いただくものです。詳細については、十勝総合振興局から説明いたします。

十勝振興局富樫係長　それでは議案第５号、北海道漁業調整規則の一部改正について、ご説明いたします。
　令和６年６月 26 日に「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、また、令和４年６月 17 日に「刑法等の一部を改正する法律」が公布されており、これら法改正への対応などのため、北海道漁業調整規則の一部改正を行うことから、この度、その案について御意見をお聞きするものです。
　改正規則案は、答申後に、検察庁との協議、庁内決裁及び農林水産大臣への認可申請を行い、認可後に公布手続を行って公布の日から施行いたしま

すが、刑法等の改正に関わる部分は、後ほどご説明しますが、令和７年６月１日から施行いたします。

なお、農林水産大臣への認可申請手続において、国からの指導により、規則文案の修正が生じることがありますが、軽微な修正につきましては、北海道知事へご一任願います。

それでは資料の説明に入らせていただきます。２ページ目、資料１「北海道漁業調整規則改正理由書」によってご説明します。

最初に「第１　改正理由」の「１　」についてですが、

冒頭で申し上げたとおり、この法律が本年６月 26 日に公布され、その後７月 16 日に施行されました。これにより、水産資源の持続的な利用を確保するため、漁業法に加わった新たな条項において、衛星船位測定送信機（VMS）の備付け及び操業期間中の当該電子機器の常時作動を命じられた者に対し、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為が禁じられました。

なお、法改正に対応する北海道漁業調整規則の改正は、一連の手続や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものです。

次に、「２」についてですが、先程申し上げたとおり、令和４年６月 17 日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」が来年施行されることになり、これによりまして刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため懲役や禁錮を廃止し拘禁刑が創設されることとなりましたが、このうち拘禁刑の創設につきましては、北海道漁業調整規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正するものです。

次に、「３　文言の適正化」ですが、これは２つございまして、まず１つ目は、両罰規定の対象となる規定について、罰則適用の対象が自然人であることを明確化するための語句修正であり、２つ目は、規則第 44 条の無許可操業等により採捕した水産動物の所持等の禁止規定について、漁業法第 57 条第１項の許可を受ける必要のない「漁業権に基づく採捕」による水産動物の所持等も禁じていると誤解されないよう、よりわかりやすい表現とするため追記を行うものです。

「第２　改正内容」に具体的な改正内容を記載しております。

「１」についてです。規則第 55 条に新たに、第２項として２ページ目の下から２行の規定を加えます。

次に３ページ目をご覧ください。「２」についてですが、

規則第 62 条第１項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に「３」についてですが、１つ目の両罰規定の対象となる規定につきましては、規則第 62 条第１項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第 63 条中の「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、２つ目の無許可操業の規定につきましては、規則第 44 条第１項及び第２項中「第 57 条第１項の」の次に「規定に違反して」を加えます。

最後に「第４　施行期日」についてです。

冒頭でご説明したとおり、規則は公布の日から施行いたしますが、「懲役」を「拘禁刑」に改める部分は、法改正に係る政令の規定により令和７年６月１日から施行します。

また、施行前の違反に対しては、現行規則の罰則が適用されます。
以上ご説明した内容は、４ページ目以降、資料２、資料３の公布文及び新旧対照表に記載のとおりです。
なお、道で法制面を所管する文書課とは協議中であり、水産庁へは今後事前協議を行います。
説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会　長　説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　（　な　し　）

会　長　よろしいですか。

各委員　（　は　い　）

会　長　それでは、議案第５号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
次に、議案第６号「海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定の大臣認定について」を上程いたします。説明願います。

事務局　議案第６号について説明いたします。
海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定は、一定の海域において同一資源を利用する漁業者が共存し、安定的な生産を確保するための自主的な協定であり、この中で、「北海道海域スケトウダラ」及び「北海道海域マガレイ・ソウハチ」並びに「北海道日本海海域ヒラメ」の資源管理協定は、平成６年もしくは平成７年に締結された後、５年ごとに更新されています。直近では、令和６年３月に更新が行われ、同年４月から協定が有効となっています。最新の協定書の写しが資料１－１ですが、資料１－２に協定内容をまとめております。
関係法令の抜粋については、１４ページ、資料２のとおりですが、海洋水産資源開発促進法に基づく資源管理協定は、農林水産大臣による認定を受けることができる旨、同法第１４条に規定されております。この認定を受けることで、もし対象海域で協定に参加しない漁業者等がいて、これらを協定に参加させたい場合には、行政庁に「あっせん」を求めることができるなど、同法１５、１６、１７条に規定される効果を受けることができます。なお、北海道内の資源管理協定はこれまですべて大臣認定を受けてきております。
これまでの経緯について資料３　１７ページをご覧ください。令和６年３月に協定の更新が決定され、事務局の北海道漁連において必要な手続きを行い、令和６年９月２６日に北海道資源管理推進委員会の委員長である浜中漁協の山﨑組合長から、農林水産大臣あてに認定申請書が提出されました。①の認定申請が該当します。
協定の対象漁業に、大臣許可以外の漁業が含まれている場合、大臣は都道府県知事の意見を聞くことが、同法施行令第８条２項に規定されており、令和６年１１月２２日付けで、大臣から知事への意見照会がありました。②の意見照会が該当します。
知事から大臣への回答にあたり、対象漁業に漁業権に係る漁業がある場合は、知事は海区漁業調整委員会の意見を聞くことと、同法施行令第８条１項に規定されていることから、この度、北海道知事から本委員会に諮問

がありました。③の関係海区漁業調整委員会諮問が該当します。
　なお、当海区では、１８ページ、資料４のとおり、マガレイ・ソウハチ資源管理協定のうち、共同漁業権の内容となっているかれい刺し網漁業とかれい底建網漁業が対象となっております。
　この資源管理協定は、１３ページ、資料１－２の中段「マガレイ、ソウハチ」にありますように、①として、体長１５㎝又は全長１８㎝未満のマガレイ、ソウハチの漁獲は、１操業航海においてそれぞれの総漁獲重量の１０分の２を超えてはならない。②として、１揚網当たり、体長１５㎝又は全長１８㎝未満のマガレイ、ソウハチの重量がそれぞれ１０分の２を超えた場合は、底建網にあっては海中還元、その他の漁業にあっては漁場移動など適切な措置を講じなければならないとなっております。本日はこのような管理の方法等が漁業調整その他公益上支障を及ぼすものではないと認められるか否かについて、ご意見等をお願いするものです。説明は以上です。

会　長　　はい。ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　　（　な　し　）

会　長　　よろしいですか。

各委員　　（　は　い　）

会　長　　それでは、議案第６号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
　次に報告事項に移りたいと思います。報告事項１「秋さけの沿岸漁獲状況について」並びに報告事項２「秋さけの親魚捕獲状況について」説明願います。

事務局　　「報告事項１　資料１」１ページをご覧ください。
　１１月３０日現在のエリモ以東海域の秋さけ定置漁業の漁獲状況についてでございます。
　釧路管内の漁獲尾数は約４７万９千尾、前年比９９パーセント、
漁獲金額は約１２億８千万円、前年比１３６パーセント、
　十勝管内の漁獲尾数は約３０万２千尾、前年比７５パーセント、
漁獲金額は約８億９千万円、前年比１０５パーセントでございます。
　一番下のエリモ以東全体、合計に移りまして、
漁獲尾数は、約９９万４千尾、前年比９１パーセント、
漁獲金額は約２８億４千万円、前年比１２７パーセントです。
　めくっていただいて、資料２として、平成２６年から今年までの推移の資料となっておりますので、後ほどお目通し願います。
　続いて、３ページ、報告事項２をご覧ください。
　上段のグラフは、（H2６～）釧路川と十勝川の親魚捕獲数の推移を、
下段の表は、地区ごとの親魚捕獲数と収容卵数の表となっております。
　上段の釧路川と十勝川の捕獲数ですが、１１月３０日現在で、
釧路川が 13,857 尾、十勝川が 67,192 尾となっております。
　下段の表ですが、１１月３０日現在の捕獲数の実績は、東部地区が 14,400 尾、達成率 17.1％、西部地区が 74,136 尾、達成率 51.6％、合計 88,536 尾、

達成率38.8%となっております。
　また、右側の収容卵数の状況ですが、東部地区が1,055万1千粒、達成率13.6%、西部地区が6,414万3千粒、達成率48.7%、合計7,469万4千粒、達成率35.7%となっております。
　なお、移植卵は3.840万8千粒を見込んでおりますが、11/30時点で移植先が確定していないので、表には含めておりません。
　含めた場合は全体の達成率は約５４％の見込みとなります。
　４ページ以降は、１１月２９日に開催されました北海道連合海区漁業調整委員会で配付された漁獲状況などの資料を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。
　なお、連合海区の資料は、１１月２０日現在のもので、また、秋さけ定置漁業の他、特別採捕等によるさけの漁獲も含まれており、先程説明しました報告事項１のエリモ以東の数値とは若干差がございますので、留意願います。
　報告事項１と２については、以上です。

会　長　はい。ご質問ありますか。

各委員　（　な　し　）

会　長　なければ次に、報告事項の３に入りたいと思います。「まいわし太平洋系群に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、説明願います。

事務局　報告事項３をご覧ください。
　資料のとおり北海道知事から令和６管理年度の数値を変更した旨通知がありました。まいわし太平洋系群の変更です。
　漁獲が積み上がり、国の留保からの追加配分があったものです。
　変更前、北海道漁獲可能量　３２，８００トン、
　変更後、４５，８００トンとなっております。
　説明は以上です。

会　長　はい。ご質問はありますか。

各委員　（　な　し　）

会　長　次に、報告事項４「沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行について」、説明願います。

事務局　沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行についてご説明いたします。詳細については、十勝総合振興局から説明いたします。

十勝振興局富樫係長　それではお手元の報告事項４「沿岸くろまぐろ漁業の許可制移行について」をご覧ください。
　道では、近年の太平洋クロマグロを巡る状況の変化や国によるクロマグロ資源の管理強化を受け、現在、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示や渡島海区漁業調整委員会指示により承認漁業として行われている沿岸くろまぐろ漁業について、許可制への移行を検討しているところです。

また、太平洋海域につきましては、青森、岩手などの隣接県との境界線の設定など課題が残っている状況にあり、今後、国から示される考え方に基づき進めていくこととなります。

許可制への移行にあたっては、今後、北海道漁業調整規則の改正や制限措置等の告示に関する海区委員会への諮問が行われる見込みですので、本日は許可の概要と許可制移行に伴う諸手続に関するスケジュールについて説明させていただきます。

始めに、 1 許可制移行の背景 についてですが、

国は、太平洋クロマグロの管理を進めるため、かつて自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業を「沿岸くろまぐろ漁業」と定義し、平成23年からの広域漁業調整委員会指示による届出制、平成26年からは承認制に移行し、現在に至っています。

しかしながら、承認制導入から約10年が経過し、資源の増加などクロマグロを巡る状況が大きく変わりつつある中、広調委指示では未承認操業に対し国や都道府県等による指導監督、取締りに限界があるとの課題が挙げられており、広調委指示に基づく承認制から許可制への移行が求められていることから、国は令和８年度以降の許可制への移行を検討しています。

一方、北海道では、昭和49年に日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示及び渡島海区漁業調整委員会指示が発出されて以降、約50年に渡り関係漁業者間の漁業調整が図られてきましたが、近年、クロマグロ資源が回復基調にあることや情報技術の発展が相まって、承認制では海面利用の秩序を維持することができないと懸念されています。

さらに、国の許可制移行前に各都道府県が当該漁業を知事許可漁業とした場合、知事許可とした海域が国の許可海域から除かれる見込みであり、道内における現行の操業体制を維持するためには、国に先んじて許可制へ移行する必要があります。

このようなことから、道としては国の制度化を待つことなく、現行の委員会指示の内容や操業協定による調整機能を一定程度維持したまま、早期の許可制移行を目指し、現在、関係機関との調整を進めているところです。

また、オホーツク海及び太平洋海域につきましては、国の許可化の動きを見極めつつ、検討を進めることとしています。

次に、 2 許可の概要（予定）についてですが、

（１）の許可の対象とする漁業種類は、「まぐろはえ縄漁業」と「まぐろ釣り漁業」で、許可制移行後も従来の操業体制が維持できるよう、使用船舶については現行の枠組みを踏襲する予定です。

（２）の操業区域は、まずは、現行制度のもと、調整が整っている海域を許可海域とすることとし、現行の日本海まぐろ漁業連合海区委員会指示及び渡島海区漁業調整委員会指示で定める海域とする予定です。

（３）の漁業時期は、現行の委員会指示の操業期間を踏襲し、（４）の漁業を営む者の資格は、北海道に住所を有する者と道外に住所を有する者に区分し、制限措置等の取扱いを策定する予定です。

なお、他の漁業許可と同様に、制限措置等の取扱いの中で「許可等の基準」を定め、告示隻数を超える申請があった場合の優先順位を規定することとします。

（５）の許可の有効期間は１年以内とし、クロマグロ資源の管理期間に合

わせて４月１日から翌年３月 31 日までの期間とする予定です。
なお、初年度については、許可の日から翌年３月 31 日までとします。
また、起業の認可の有効期間は６ヶ月以内を予定しています。
続きまして裏面となります。３ 北海道漁業調整規則の改正概要（予定）についてです。
まぐろはえ縄漁業及びまぐろ釣り漁業を知事許可漁業とするため、北海道漁業調整規則の改正を行う必要があります。改正点は２点あり、
１点目は、第５条の知事による漁業の許可の条項に、次のア、イを追加します。
オホーツク海及び太平洋海域については、従来どおり広調委指示に基づく承認により操業できる体制を維持する予定です。
２点目としては、第５条の改正に伴う第９条第１項の文言整理を行います。
最後に、 ４ 今後のスケジュール についてです。
海区委員会への諮問等、委員会に関係する今後のスケジュールについて、調整規則改正関係、許可事務関係に分けて説明します。
まず、表の中央、調整規則改正の関係ですが、道における諸手続や国との協議が整い次第にはなりますが、来年３月～５月を目処に、諮問を行う予定としています。道内全ての海区委員会から諮問事項が適当である旨の答申をいただけましたら、国への認可申請を経て、来年６月以降に公布・施行とする予定です。
表の右側、許可事務の関係については、改正規則の施行後、関係する海区委員会に対し制限措置の内容等について、諮問を行い、適当である旨の答申をいただけましたら、告示し許可申請を受け付ける予定としていますが、残りの操業期間や国における許可制移行の検討状況等を考慮し、令和７年漁期中に許可に移行するか、もしくは、令和８年漁期から許可に基づく操業に移行するかは、関係海区とも協議の上、対応したいと考えています。
重ねての説明となりますが、今回の許可制移行は、日本海まぐろ漁業連合海区委員会指示及び渡島海区漁業調整委員会指示に基づく承認についてであり、広域漁業調整委員会指示に基づく承認については、現在、国において許可制移行に向けた検討が進められているところですので、詳細が判明しましたら、改めてご報告したいと考えております。
許可の概要と許可制移行に伴う諸手続に関する今後のスケジュールについての説明は以上となります。

会　長　はい。ご苦労様でした。何かご質問はありますか。

各委員　（　な　し　）

会　長　はい。ないようでございますので、本日予定の議題は以上です。
その他として、委員の皆さんから何かありますか。

各委員　（　な　し　）

会　長　よろしいですか。それでは事務局から何かありますか。

事務局	次回の海区委員会は来年３月中旬開催で考えております。２２期最後の委員会となります。日程については、別途調整させてもらいます。以上です。
会　長	それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会します。ご苦労様でした。